# 令和4年度第1回兵庫県障害福祉審議会 (差別解消支援地域協議会を兼ねる) 議事要旨

- **1** 日 時 令和4年10月3日(月)14:30~16:30
- 2 場 所 兵庫県民会館11階「パルテホール」

### 3 議 題

- (1) 兵庫県障害福祉審議会(事務局からの報告)
  - ①障害福祉審議会委員の一部改選について
  - ②障害福祉審議会等の構成変更
  - ③第6期障害福祉実施計画の実績報告について
- (2) 差別解消支援地域協議会(事務局からの報告)
  - ①障害者差別解消に向けた取組状況について
  - ②令和4年度の主な新規施策(障害福祉課・ユニバーサル推進課)について

# 4 内 容 (議論項目別に発言を整理)

# 【議題(1)事務局からの報告】

- ■事務局 [資料3により説明]
- ③第6期障害福祉実施計画の実績報告について

# 【意見交換】

### ■A委員

資料 3-1、福祉施設の入所者の地域生活への移行の成果指標の施設入所者数の部分ですが、 医療型障害児入所施設、療養介護施設は厚労省としても減らさない方向で進んでいる。これ らの施設は、今年、神戸市内で150床増えている。来年度の成果指標は、ものすごく増に なる可能性があるため、別枠で統計をとられた方が良いのではないか。

# ■事務局

ご指摘の通り、神戸市で新たに重心の施設が出来ている。その辺りも含めて今後検討する。

### ■A委員

資料 3-3、居宅訪問型児童発達支援が本当に増えてこない。過渡的に重い障害のある人、子供たちが、病院から退院して外出できない時に出向いて、そこから通所施設、通園施設につなげていくという、中核的な役割を持ってくると思うのだが、原因の一つとして、医者が福祉サービスを知らないという問題がある。病院から退院する時に、ある程度情報提供があれば、利用したいと思われる方はおられると思う。医療者が福祉の事業を知らないということを、どう解決していくかが課題だと思う。

福祉-医療-教育の連携についてはなかなか進まないが、福祉の人間は医療が分からないことに悩むが、医療側はあまり福祉を知らないといって悩まないという現状がある。これをどうプロパガンダしていくかは、これからの大きな課題。病院から重症心身障害、特に医療的ケア児が退院する時に、圏域の医療的ケアのコーディネーターが必ず関わるようにして、そこで福祉情報を提供するシステムが必要。圏域のコーディネーター配置は県の事業ですから、受託施設にきちっと義務化していくような工夫がされ、福祉と医療がどこかから繋がっていかないといけないと思う。

原因の二つ目として、単価が安いために事業所が増えていかない。単価をどうしたらいいのか。それから、保育所等訪問支援事業も、これらが、これからの子供の福祉の重要事業、1丁目1番地だと思う。単価を何とか、県として上乗せできないか。どっか削るとしたら、それこそもう有名無実になっている障害児等療育支援事業。こういうところと絡ませるといったことを考えてもいいのではないか。これからもっと増やしていくための方策を県として考えていただきたい。

### ■事務局

居宅訪問型児童発達支援の拡大ということで、まず医療面との連携。具体的にどうアプローチ、病院替わりしていくかいうのは、必要性を含めてどのような対応ができるか考えていきたい。また、圏域コーディネーターの方が退院の時に病院の方に入っていくというようなことができないか、という点は、すべてではないが圏域のコーディネーターによっては一緒に入っているというケースも聞いている。義務化については「はい」と即答できないが、会議で検討を進めていく。

単価が安い件について、国の方に要望しているが、現実的に上がってないという状況。そして、新規参入する場合に、人数の確保ができない等で参入の障壁があるのではないか。ということで、私どもの方で、通常の運営をするレベルまでの支援を1年間限定で行っている。しかし、今、実際伸びてないという状況のため、その辺の原因もきちんと今後、分析をしていきたい。

最後に障害児等療育支援事業について、すぐにどうするかというのはちょっと難しい面がある。ご指摘のように絡められるような方策を事業者とかヒアリングも踏まえて、考えていきたいと思っている。

#### ■A委員

医療側の情報としては、兵庫県下の小児科の基幹病院は集約されて、小中規模の病院には小児科がなくなっている。基幹病院に小児科医が20人というような状況が進んでいる。医療的ケア児が退院するNICUがあるのは大体基幹病院なので、最低、圏域のコーディネーターはそこに繋がってもらうとそれだけで大分進んでいくと思われる。加えて訪問型の事業については、児童発達支援センターに子供たちが来ると、職員は4対1で確保しておけばいいが、訪問型は1対1なので、結果的に4分の1の収入になってしまう。かつての地域療育等支援事業の訪問型は2万2000円ぐらい出ていたので、3分の1ぐらいの額になっている。国が出さないといけない話だと思うが、県としても何かいい案があればいいなと思う。

# ■B会長

今の議論は我々大学もちょっと反省するべきところがある。例えば、医療ソーシャルワーカーが一体どれだけ障害、或いは特に障害があるお子さんのことを知っているか。そういう学生を輩出できているかというと、大学ごとの特色もあるが、本学に関しては、どちらかというと高齢者や成人でのニーズ志向が強く、なかなかその小児科医にこの福祉の現状を伝えるMSWを輩出できていない反省がある。今日出た意見は本学に持ち帰って考えたいと思う。また、本学は看護学部をもっているので、専門性ではないにしても、その看護師がドクターに対して、障害児の退院後を語れるような教育をしなければならない。

# ■ C委員

地域移行支援は、進捗率が6割に至っていない状況。令和3年度に関しては、新型コロナウイルスの感染症というのが非常に大きく響いている。兵庫県精神科病院協会では、33の会員病院があり、現在第7波までに全部の病院がクラスターを起こした。1回クラスターを起こすと、100人単位のクラスターの被害にあっている病院が多い。外部の人が面会に来られる、ないしは候補の患者をグループホームとかアパートに行かせようとするトライアルが全くできない状況が続き、非常に進捗率が上がっていかないのが現状である。感染がおさまってくれば何とかなるかなと思うが、残念ながらそういう状況のため、一つずつまた努力をしていきたいと思っている。やはりまだ7波、8波、9波という感じになってくると、その都度活動が止まってしまう。その辺を理解いただきたい。

# ■D委員

資料 3-1 の福祉施設の入所者の地域生活への移行ということで、入所施設者、施設入所者数が、令和 3 年度で 52 人増えていると書いているけどもこの理由は高齢化、重度の障害者の増加と言い切っているが本当に根拠が取れているのか。こう書かれてしまうと重度、高齢になると入所もやむなしというように捉えられる可能性も無きにしも非ずになる。ここの分析の文言については少し吟味する必要があるのではないかと感じた。

先ほど言われていた地域移行について。病院のクラスターは仕方がないと思う。資料 3-3 の地域移行支援が低迷しているため、退院もしくは退所が進まないことが出ているが、地域移行支援事業が増えても相談支援事業者だけではなんとも出来ない。一方で精神科病院では、退院支援の会議を開くことになっていて、その時に地域の支援事業者を呼ぶことが出来るというようになっているわけなので、精神科病院の退院支援会議の中で相談支援事業所がどれだけ呼ばれているか、数値化をしていかないといけない。呼ばれた際に相談支援事業所が来てくれるのか、そもそも呼ばれていないのか。そういう所も一体的に考えていく必要がある。

それから資料 3-1 の地域生活支援拠点等の整備。数は増えていても中身が大事であって、制度が出来た時が、「5 つの項目を全部やらないといけない」と厚労省は言っていたが、温度差を感じて、出来ることからやるようになった。その中でも、大事なことは、1 つは緊急時対応がちゃんとできるかということと、忘れがちなのが地域移行をする時の体験機能をちゃんと作っていくこと。地域生活拠点整備をやる時に内容の評価、26 市町あるが、この26 市町がどんな機能をもってやっていこうとしているのかいうことを見ていかないと、事業ごとに数字を出してもあんまり意味がない。クロスの集計、状況把握などをやっていく必要があ

るのではないか。

# ■E委員

地域移行に関しての補足。昨年度から兵庫県から委託を受け、精神障害者地域移行促進人材養成事業という、いわゆるピアサポート研修を開催している。昨年、今年とそれぞれ40名前後の方がピアサポート研修を受け、昨年度では、但馬、今年度は中播磨の保健所で開催し、各地でピアサポートを養成して、地域移行の促進をしていこうとやっている。県としては、ピアサポーターを養成しているということを始めとして、推進しているが、実際に研修に来られた方でも相談支援事業所の方がかなり少なかった。相談支援事業所といっても特定相談ではなくて、一般相談支援をやっているという事業所は正直言って少ないと思う。進まない原因としては、いろんな原因が考えられるが、相談支援事業所自体がもっと力を入れなきゃいけない。また、行政や各市町がもっと本腰になってやっていかないといけない。

病院に関しては、実感としては、協力的な病院が大分増えてきて、一人終わっては次という感じで、どんどん依頼が来ることがある。そういう意味では、病院側と行政と相談支援事業所、三者は同じような立ち位置で協力し合っていかないと、なかなか進んでいかない。そういう意味では、西宮市が過去、地域移行の事業をしたように、行政と事業所が一体となってやっていた。ああいうのを県全体で普及させていくのが必要なのではないか。

# 【議題(2)事務局からの報告】

- ■事務局 [資料4により説明]
- ①障害者差別解消に向けた取組状況について

# 【意見交換】

### ■F委員

障害者雇用の問題について、経営者協会から意見をさせていただく。コロナ禍で、各企業が経営自体にすごく苦労しているので、余計にこの3年間障害者雇用はほとんど止まっているのではないか。2.3%の障害者法定雇用率、県内では未達成の企業がだいたい60%近く。0人企業があるということを、非常に問題視しており、いろいろ議論している。やはり各企業1円でも多く儲けることに焦点を当ててしまうと、分かっていてもなかなか出来ないっていう企業が多い。いわゆる特例子会社を作り、一生懸命採用を増やしているところもある。障害がある方だから、本当に熱心に集中してやれるような作業であれば、かなり効率よく出来ているというところも結構あり、県内に31社ある。経営者協会としてもそれぞれがいろんな工夫や情報交換しながら各企業に働きかけている。0人企業は、多くのところが、小さな会社。ジョブコーチなど、その仕事そのものをその人について教える人が1対1ではないが、どうしても同じ仕事に対しては1人必要である。小さな企業では、雇用が進んでいない、1番の原因はここだと思う。何とかジョブコーチを派遣していただく。あるいは、ジョブコーチを置くための費用の補助をしていただく必要があるのではないかと多くの企業から意見として出ている。

あとは、トライアルジョブ。特別支援学校の生徒を受け入れて、いろいろやるということ

を今年1月に協会として初めて実施した。親御さんがとても熱心に来られて「ここにトライアルしたら就職できるのよね」という、すごい期待を持って来ていただくことが多かった。そうすると企業がちょっと躊躇してひいてしまう。あくまでトライアルとして受け入れていただくといいのだが、今後もっと周知しながら、我々も実習を希望する方たちを受け入れていく企業を増やしたいと協会としても努力している。そして、今年は11月14日に障害者雇用の促進の説明会を開催する予定。トライアルを希望する方についてもそういう所でも是非説明させていただきたい。なんとか0人企業改善していきたいと考えているが、なかなか最初の一歩が踏み出せない企業が多い。

# ■G委員

手をつなぐ育成会は知的障害を子供にもつ親の会で、知的障害というのはなかなか外からは分かりにくい障害。私たちもどうやったら知的障害のことをご理解していただけるかということで知的障害の疑似体験を行っている。ワークショップを通じて理解を求めるもので、兵庫県の新任研修でも2年前から行っている。知的障害のことを体験することで、知的障害の人が、身体が支えにくかったり、理解のしにくさというのが、どういうことが理解がしにくいのか、こうやれば伝わりやすいというのを、体験を通じてやっている。今、県内で12ヶ所ほどこのグループがあり、それぞれで活動をしている。啓発ということで、一般市民の方にも、もっと本当は知的障害者のことを知ってほしい。地区によってはイベント、お祭りごとがある時にブースを一つ借りて、そこで、道行く市民の人に体験してもらって、少しでも理解をしてもらうように工夫をしている。

合理的配慮アドバイザーに参画しませんかと声かけを去年いただいているが、各地区からの参加、登録がなかなかできてない状況かと思う。もしも、そういう各地区のお店、事業が知的障害を理解したいっていうような声掛けがあったら、県に声かけの上、県の育成会から県内12か所の育成会を通じ、派遣されて行くような形を取ったほうがやりやすいのではないか。ワークショップ1回したからといって、すぐに分かるものではないとは思うが、やはり、その時だけでも知的障害のことを理解しようという気持ちと、体も不自由なとこもあるというような見た目じゃ分からないことを分かって頂ける機会になれば嬉しい。

### ■B会長

(Mオブザーバーに対して)従来から福祉教育は学校現場で一生懸命やっていただいていることを承知の上で、車椅子体験、身体障害、そして目で見える障害という部分が中心。 それ以外の障害への理解というのを含めて、将来担う子供たちの間で体験してこそ、本当に価値があるので、大変だと思うけれども、ぜひ検討いただきたい。

#### ■H委員

就労について。障害枠でなく働いている方はきっといるはずだが、介護の職場には障害枠があんまり無い。しかし、実際は結構、現場に当事者の方はいる。人材不足なので介護にいけば雇ってもらえるというのはあるが、現場の中では、あの人発達障害だろうと思われている。本人は隠して仕事している。兵庫県だけの問題ではないが、手帳がない方の支援や理解というのを含めて今後もっと啓発をしていただきたい。みんな正社員になりたい。だが、は

っきり言って精神疾患、精神障害の手帳持っている人が正社員として雇用されるっていうことは基本的にはほとんどない。本当に普通に生きていけるだけのお給料をもらえるだけのお仕事がないということがある。現場としては普通の半分しか働けない人のお給料上げられないと思うのもあると思う。数字に現れないところではあるけが、現場のこういう話もしっかり見ていただきたい。

# ■ I 委員

精神障害や発達障害というのは目に見えないためになかなかイメージしづらかったり、特に精神障害は精神疾患に関する偏見によって障害者雇用というのが躊躇される。障害についてご存知ないということで躊躇されることもたくさんあるかと思われる。先ほど職場体験とか実習で一歩が出せればとあったが、私たちの関係者も労働局の制度をいろいろ利用させていただいているが、気軽にいろいろな事業所の方が活用できる、しかも、雇用をしなければいけないということではなく、体験だけをできる制度がある。それに多くの事業所が登録しもらえると。そして一番の理解は、ご本人に会うこと。いろいろ頭でイメージするよりも、ご本人に会ってみると本当にまじめで一生懸命な人だってことがすぐに理解できる。ご本人のいろいろな思いとか、こんな風にちょっと気を付ければ出来る事ともすぐに理解してもらえると思う。ぜひ、職場実習の受け入れを更に事業所の登録を増やしていかれると良いのではないか。実際に体験だけってことで、精神障害の方を初めて実習体験で受け入れた事業所が、こんなに真面目にすごい一生懸命してくれるんだということで、全く予定がなかったのに、「是非雇いたい」と言ってくださった事例もあり、「その辺の若い子よりずっと真面目」と言ってくれた場合もあるので、是非それは進めていただきたい。

それから啓発活動について。やはり、精神障害、精神疾患というのは恐れられたりとか、正しい理解が目に見えない病気のためになかなか進まないが、今年度から高校の保健体育のテキストで、精神疾患について取りあげられている。10代の子供たちの死因の第1位は自殺となっており、その背景には精神疾患も関係しているという風に言われている。10代で発症する人も大変多くおり、高校での精神疾患に対する教育というのは大変重要である。また、現場の教員の方々が新たに教材を作っていくのは大変かと思われる。例えば、以前NHKでも紹介された尼崎の高校での取り組み。高校の授業で当事者の方と関係者が一緒に体験談を話す。そのようなことをして理解を促す。これは、障害の理解のみならず、現在ヤングケアラーと言われている生徒やその家族への理解にもつながる。あるいは、本人が何か精神疾患の兆候がもしあったとしたら、もしかして自分はそうかもしれないということで、早期発見、早期治療に繋がれば本当に不幸な強制入院というものを避けられるのではないか、減らせるのではないか。そのために、精神保健福祉関係の医療機関、専門職団体にまた相談し、高校教育に関する疾病教育にご協力できればと思っているため、お声掛けをいただきたい。

# ■ J 委員

一般的な周知なのか先ほどの話のように例えば、高校生とか、誰を対象にその中で何を主要なメッセージとして伝えたいのか。そしてそれをするためには、どんなメディア、広報、切り口があるのかなという風にいくつか考えてみないと難しい。誰をターゲットにどんなコ

ンテンツでどのメディアを使ってそういう場、プロモーションみたいな方法も考えて、それを積み上げていかないと。そして、効果やどれだけ周知されたのかという効果を見ていく。 先ほど冒頭にあったようにティッシュを配るだけだと、すごく曖昧。しないよりもするに越したことはないと思うが、もう少し周知ということに何を対象にするかということ、周知だけじゃなくて広報。そういう意味では、双方向がやっぱりコミュニケーションということで、広報だけでなくて、広聴というか、双方向で向こう側の声も聴けるというそれに関してまた違うメッセージを出すという風にどんどん対話型のそういうコミュニケーション型のものを増やすことができないかというのが、これからのいわば広報戦略或いは啓発活動の戦略として考えてはどうか。

それから、例えば、ジェンダーギャップ指数という風なことで、日本は世界 140 か国中 116 位で女性参加、参画などが遅れている。そういう指数がある。それに相対するような該当するような、障害者の参加指数とか、或いは差別撤廃の努力指数等。ある種、世界的な基準という風なものを、こういう尺度に使うことで、どなたかがご指摘ありましたように、個々の事業の評価だけではなくて、結局それが今どんなところまで到達したのか、それは世界的にはどうなのか、それはまた、国の中でも兵庫県はどうなのかっていうことで、都道府県で比べてみる。そういう尺度がどこかにあると思う。参照比較できるようなものを国際的、或いは国内での地域の評価にできるような目安、指数、基準になりえれば、単なる事業評価に終わらずに、差別のない社会に向けてどれぐらい到達しているのかっていうのが見えてくるのではないかと思う。

# ■B会長

(J委員の意見に対して)1点目については、例えば啓発のロードマップみたいな形で、短期的には、或いは、中期的にはこうといった形で、作成していくと分かりやすいかもしれない。2点目の社会参加であったり機会均等の尺度については、こういうものを使ったらいいよ。とかいうものがあれば、また委員の皆様に事務局にも情報提供いただき、そういう見せ方というのも検討が必要かなという風に思った。

# ■D委員

内閣府の障害者政策委員会の委員として、何年も参加している。ここに書いている(13ページ)基本方針の取りまとめの段階で、すったもんだやっている。気にしているところでいうと、経済界の人たちが地元に行けば行くほど前向きな論議が出来ている。しかし、内閣府の政策委員になってしまうと難しい。法律で合理的配慮は義務化になったにも関わらず、「ちょっと待ってくれ」となりながら、きているので基本方針の取りまとめもおそらく 10 月ぐらいにはいけるんじゃないかなと思うが、ちょっと行き止まっている。ここの地域協議会で、何をするのかということを考えていくと、1 つは、市町にも地域協議会がある。県にも地域協議会があって、例えば西宮だけでいくと地域協議会がありつつ対応要領については、西宮市では、西宮市の対応要領と教育委員会の対応要領がある。対応要領はあるが、地域協議会は1つ。兵庫県でいうと例えば教育委員会があって、県警もあって、その他各委員会、農業委員会とか選菅とか。そういうところにそれぞれ対応要領があるけども、本来そこで把握している差別事案については地域協議会に一回あがってきて、兵庫県ではこういう問題がある

が、みんなで考えていきませんかというのが、本来の地域協議会の役割。それは市町あっても同じことをやっていくべき。どうしても会議の場では具体的な事案っていうのがあがってこない。あがってこないから解決したのかどうなのかということも分からない。というのが問題にある。広報啓発する場合、例えば、他府県ではちゃんと差別解消条例があって、この中でもいわゆる専門的な職員を増やさないといけないわけではなく、広域専門相談員を条例の中に設置しておいて、市町と広域相談支援専門員が連携しながら、細かい話し合い、本人への聞き取りを通じ、その事について、どう解決していくかということを地域協議会とも調整することが行われている。やっぱりそういうことを動かすためには、再度、兵庫県でも差別解消条例っていうのを設定して、その上で条例に基づいた広報啓発、J委員が言われていたように誰に対しての広報なのかと言えば、いろんなチャンネルが広報必要で、障害者に対しての広報啓発も必要、一般人に対しての広報啓発も必要、当然行政とか専門職とか一般企業に対しての広報啓発も必要。広報啓発といっても一言では語れない。だからこそ、条例を設定したうえで条例に基づいての例えば合理的配慮アドバイザーの派遣であったり、合理的配慮の助成金の設定とか、そういうことを行い、企業にとって、ちょっとハードルが低くなるような合理的配慮の義務が何かというのをきっちりと伝えていけたらいいのではないか。

### ■B会長

(D委員の意見に対して) 特に後段の差別解消に関する条例については、以前一度検討しながら、最終的にはそのユニバーサル推進条例でカバーする形になった。先般の国連の勧告等もあるので、これらを踏まえて今一度これが必要であるかどうかということも含め、事務局、我々でまた協議を進めていければと思う。

# ■K委員

現在一般就労している。前までは、知的の障害者手帳を持っていて、会社側に手帳のことを隠して仕事をしていた。会社の人に障害を持っていることを自分から話しづらかったので、相談員と会社の人と司法書士の先生と一緒に会社に行って、一緒に話したこと。知的の障害を持っている人はたくさんいると思うので、アドバイザーがそういう事も対象にして、事業が続くといいなと思った。

# ■B会長

(K委員の意見に対して)ご発言の通り、実はこの資料は決して閉塞感のある資料ではなくて、これをやっていけばとか、或いはこういう風に理解が進んでいけばというある意味、出口が見えそうな事例なり、取り組みだったりする。決して挫けることなく、3年5年、長くことを続けることが大切だと思う。

#### ■L委員

啓発活動への提案。コロナ禍でイベント等、出来ない状態がおさまりつつあります。各市町のイベントだけでなく県の方でも私達、当事者がワークショップ形式のような形で、精神の障害者、病院・療育の方、また、身体障害者の方など多様な生きづらさをかかえながら地域で工夫して暮らす方が参加し「こんなことで困った」「こんなことでちょっと悲しい思い

をした」「こういう事はどうなるのだろう」等の生の声を話せるような場があったらいいのではないか。伝わりやすいのではないか。

私は、近畿ピアスタッフピアサポーターの集い(任意団体)で関わらせていただいていて、 兵庫県の中でも正社員で働いている仲間も増えてきています。最初から正社員は難しくても 少しずつ日数を増やしながら正社員になった方もいます。

そういったことも、私自身は精神障害当事者でありますが、他障害のこと、身体の方や重度の方など知らないことがたくさんあるので、障害者同士が知りあい理解しやすくなっていく機会にもなるのではないかなと思います。自分自身は、直接話がしたくて、手話を勉強したり地域の中で、一緒にイベントに参加させていただく中で、ホントに知らなかったことに気づくことができたのと同じように、市民の方に向けて県として実施していただけたら、個々の理解が少しでも進むのではと経験から感じます。

# ■B会長

(L委員の意見に対して)本当にダイレクトにというのは、ものすごいインパクトがある。若い年代、我々大学生とかの年代だと強烈な影響があることは、私も身に染みて感じている。 そういった機会とか啓発、同じような視点、あるいは別の視点も含めて検討ができればと思う。

# ■A委員

教育委員会に質問です。特別支援学級に在籍の子供が、今は原学級との交流が活発に行われていると思うが、今回、「概ね特別支援学級にいなければならない」というような通知が出ていると聞いた。この辺の経緯を教えていただきたい。

### ■Mオブザーバー

文部科学省から、特別支援学級を設置している学校には、専門の職員を配置して、通常の学級と別のところで、自立活動であったり、教科指導を受けたりすることが必要な子が在籍する特別支援学級に配置されている。もし、半分以上も通常の学級で学ぶことができるのであれば、むしろインクルーシブ教育として我々が推奨したいのは、通級による指導という制度である。その子の実態に応じた指導ができるのがベストなわけで、特別支援学級を置かなくても通常の学級、通級による指導というシステムを使いながら対応していく、というのが本来の姿。特別支援学級を作るのであれば、当然ながら職員も配置するので、人を配置する以上は、そういう手厚い指導というものが必要な子に対して行われるべきだ。そういう趣旨の通知と捉えている。このことが学校によって、十分に徹底できていないところが兵庫県でも実際にはあった。このことについて文科省から指摘があったという話である。

#### ■A委員

今回、国連から日本の特別支援教育は差別ではないかということが言われた。障害者権利 条例の批准の時にも、同じ議論があったかと思うがいったん沈静化していた。国連の言うジェネラルエデュケーションが、日本の特別支援学校や特別支援教育を含み込むのかどうかという話の中で、特別支援教育そのものを問う形がある。私は、平成14年に中教審の特別支 援教育特別委員会で19年からの特別支援教育を協議していたメンバーだったが、そこでは 今の特別支援学級を文科省が特別支援教室と最初提案していて、必要なときだけそこの教室 に行って、もともとの籍は、原学級にあるという形で動こうという話になっていた。しかし、 教室だと担任の教師が確保できない、それから全国の親の会から、私たちの子供のいる場が ないというような署名がたくさん集まってきて、結局今のような特別支援学級という形に落 ち着いて、昔の特殊学級とそれほど変わらない状況になっている。県で柔軟に対応できる部 分があれば、できるだけ配慮いただきたい。

### ■Mオブザーバー

多様な子供たちのニーズに対応できるところで言うと、通常の学級があり、通常の学級に専門のスタッフが補助で入る場合もあり、或いは、通級による指導という形で、ある時間だけ特別の指導を受けるという場合がある。それから、特別支援学級、さらに特別支援学校がある。私たちが、インクルーシブ教育を進めていく上で大事にしているのが、一つは、出来るだけ、通常の学級の中でいろんな子と触れ合う体験を積ませるということである。それは双方にとって、先ほど会長からご指摘があったように、障害理解についても必要なことなので、できるだけ進めていくと同時に、もう一つは、一人一人の障害に応じた指導がきちっとできるということが、我が国の特別支援教育の部分として、大事なところだと思っている。そこは、保護者のニーズも十分に踏まえ、就学指導等、その子に応じた多様な学びの場を提供していく。この2本柱が、インクルーシブ教育に必要だと思っている。今後もしっかりと保護者とも相談した上で、その子に応じた指導や教育ができるような場の提供というものを考えていきたい。

# ■B会長

どうしてもその特別支援教育となると、教育に焦点がいきがちだが、共に学ぶというに加えて共に遊ぶ、放課後の時間や休憩時間に友達が作れた印象がある。どれだけ遊ぶ時間を一緒に過ごせるかということも非常に大事になってくるのではないか。

### 【議題(2)事務局からの報告】

- ■事務局 [資料5により説明]
- ②令和4年度の主な新規施策(障害福祉課・ユニバーサル推進課)について

# 【意見交換】

意見なし